

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 7 年 4 月 25 日

支出負担行為担当官
北海道森林管理局長 関口 高士

記

1 工事概要等

- (1) 工 事 名 留萌北部森林管理署羽幌森林事務所新築工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工 事 場 所 苫前郡羽幌町南 6 条 1 丁目 26 番地
- (3) 工 事 内 容 事務所庁舎・車庫・物置の新築工事（木造〔CLT 含む〕平屋建：床面積 57 m²）
現庁舎等解体（事務所・宿舍〔木造平屋建：面積 267 m²〕、車庫〔鉄骨平屋：延面積 16 m²〕、物置 2 棟〔木造平屋：面積 28 m²〕）
車庫移設〔鉄骨平屋：延面積 16 m²〕）
(入札説明書、工事仕様書及び設計図書による)
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 7 年 12 月 12 日まで
- (5) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）により行う。
- (6) 本工事の入札は、入札を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和 7・8 年度の北海道森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「建

築一式工事」の等級がB又はC若しくはDの認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理署長、森林管理支署長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績表の評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満であるものを除く。（工事成績評定を実施した工事である場合。）

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち 1 者が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事： 北海道内において、延床面積 60 m² 以上の木造建築物の新築の施工実績

(5) 当該工事に係る簡易な施工計画（以下「技術提案書」という。）の提案内容が適正であること。

(6) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。ただし、同法第 26 条第 3 項の規定に該当しない工事については、専任の義務は有しない。

① 1 級若しくは 2 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、2 級建築士以上の資格を有する者をいう。

② 監理技術者にあっては、上記①に定める資格のうち 1 級以上の国家資格を有する者であって、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

③ 配置予定技術者については、資料提出日前に 3 ヶ月以上継続して雇用している者であること。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、同種工事の施工実績等の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 森林管理局長等が発注した同種工事で、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が 65 点以上であること。（工事成績評定を実施した工事である場合）

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。入札説明書参照。）

- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所等が、北海道森林管理局管内に所在すること。
また、経常建設共同企業体として申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

(1) 技術提案書等の提出

本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

令和 7 年 4 月 28 日から令和 7 年 5 月 16 日の 9 時から 17 時（12 時から 13 時までを除く。）まで。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

② 提出先

北海道森林管理局 経理課 地域業務対策官

所在地 北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番

電話 011-622-5214

メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp

③ その他

提出は、電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又は F A X によるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記②に示す場所に持参すること。

- (3) 上記(2)の①に規定する期限までに提出しない者又は提出した技術提案書等に不備のある者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 総合評価落札方式（簡易型）に関する事項

(1) 簡易型総合評価落札方式の仕組み

本工事の簡易型総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。
- ② 上記 2 の(5)の技術提案書、上記 3 の(1)の資料で示された実績等により最大 30 点の加算点を与える。
- ③ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び評価項目ごとの評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

(2) 評価項目の指針となる事項

① 企業に関する項目

- A 指定工種の工事成績
- B 指定工種の施工に関する表彰実績
- C 地域への貢献活動
- D 地域精通度
- E 同種工事の施工実績
- F ISO認証取得
- G ワーク・ライフ・バランス等の推進、
- H 賃上げ実施の取組

② 配置予定技術者に関する項目

- A 指定工種の配置予定技術者の保有資格
- B 同種工事の配置予定技術者の従事経験
- C 指定工種の配置予定技術者の工事成績
- D 指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績

③ 簡易な施工計画に関する項目

- A 施工計画に対する提案
- B 工程管理に対する提案
- C 発注者が指定した課題への対応
- D 品質管理に対する提案

(3) 加算点

加算点は、上記(2)の①の項目で最大 12 点、②の項目で最大 6 点、③の項目で最大 14 点の計 32 点とする。

ただし、評価点の満点が 30 点を超えることから、得られた評価点に 30/32 を乗じた数値を加算点として与える。

(4) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格、技術提案書等をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝〔（標準点＋加算点）／（入札価格）〕）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が 1 千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番
北海道森林管理局 経理課 主計係
電話 011-622-5214
メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和7年4月28日から令和7年6月2日まで（休日を除く。）の9時から17時まで（12時から13時までを除く。）。

② 場所

〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局 経理課 地域業務対策官

電話 011-622-5214

③ その他

配付資料は無料である。なお、電子入札システム（ダウンロードシステム）から入手可能である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

① 電子入札システムによる入札

入札開始日時 令和7年5月27日10時00分

入札締切・開札日時 令和7年6月3日10時00分

② 紙入札方式により持参する場合は、令和7年6月3日9時50分（電子入札の締め切りの10分前）までに北海道森林管理局第二会議室（2F）に持参すること。

なお、紙入札による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

③ 開札は、令和7年6月3日10時00分に北海道森林管理局第二会議室（2F）にて行う。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金：免除

② 契約保証金：納付。（保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店）

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条4項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁北海道森林管理局）。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

③ 予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。

(3) 前金払

前金払いの金額は、請負代金額の10分の4以内とする。ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

(4) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を

電子入札システムにより提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書(様式自由)を提出すること。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

(5) 入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかになった場合には、落札決定を取り消す。
- ③ 支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて上記2に掲げる資格がない場合には、競争参加資格のない者に該当する。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS(一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム)等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否 : 要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記5(2)ー②に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 技術提案書等の内容のヒアリング

技術提案書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。

なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(11) 本案件は、技術提案書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、「入札説明書及び電子入札システム運用基準(建設工事及び測量・設計コンサルタント等業務)」(平成16年7月29日付け16林政政第269号林野庁長官通知)による。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方及び働きかけの内容)を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(13) 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望する者は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所：北海道森林管理局＞ 公売・入札情報＞ 競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞ 資料 7：北海道森林管理局競争契約入札心得

(14) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、[北海道森林管理局ホームページ](#) ＞ [公売・入札情報](#) ＞ [発注者綱紀保持対策](#) をご覧下さい。